

## 【用語等の解説】

労働力人口	15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者の計。
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。 (1)経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15 a ②施設野菜栽培面積 350㎡ ③果樹栽培面積 10 a ④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ⑪その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3)権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。） (4)農作業の受託事業 (5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体	農林業経営体の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者。
林業経営体	農林業経営体の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者。
家族経営体	農業経営体のうち、1世帯で事業を行う者。農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
農家	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上ある世帯。
販売農家	経営耕地面積30 a 以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家。

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。
農業就業人口	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。
基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事している者。
認定農業者	市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者（法人を含む）。
集落営農	集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（集落営農実態調査における定義）。
水田作経営	稲・麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。
畑作経営	稲・麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当。
特用林産物	食用とされるきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし等の伝統的工芸品原材料及び竹材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くもの。
漁業経営体	調査期日前1年間に生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
海面漁業	海面において水産動植物を採捕する事業。
海面養殖業	海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成、収穫する事業。 なお、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。
漁業管理組織	次の事項を全て満たしている組織。 (1)漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 (2)自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 (3)漁業管理について、文書による取り決めのある組織 (4)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与している組織
エコファーマー	土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を作成し、都道府県知事に認定された農業者の愛称名。
バイオマスタウン構想	域内において広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指し、市町村等が作成する構想。
登録再生利用事業者	食品循環資源を原材料とする肥料、飼料及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令で定める製品の製造を業として行う者で、その事業場について、主務大臣の登録を受けた事業者。
教育ファーム	生産者の指導の下、「種まきから収穫まで」の一連の農作業体験を提供する取組。